

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

お座りください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 議案第47号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

おはようございます。

議案第47号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の1ページをお開きください。併せて、補足資料の1ページもご参照願います。

本案は、近年の学生の進学先の動向から、貸付け対象者を拡大するため提案するものであります。

2ページをお開きください。

第5条の改正では、大学の定義に、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校を追加

し、条文の整理を行いました。

第6条では、貸付けの対象として、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）となります。及び専門学校を追加するため改めるものになります。

第7条では奨学金の貸付額を、第9条では貸付時期の改正を行うものであります。

附則では、施行期日を令和4年1月1日としております。

以上で議案第47号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりました。

質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

今回の条例の改正に対しては、私は大変賛成しております。その上で、先日、全員協議会のほうでご説明いただいたんですけれども、今回こうやって対象者を大学生から各専門学校、短大等増やすと、その増やすための要因というんですか、それが結局、現行のままで利用者数が減少してきたからこういうふうに対象者を増やすんだよというお話をなされたと思うんですけれども、その利用者の減少というのの要因というんですか、どういうところが原因で減ってきているのかというのが、まず1つ目の質問です。

2つ目の質問は、この奨学金制度の周知というものを、町でこういう奨学金制度をやっていますよと、そういうのをどういうふうに通民の皆さん、あるいは生徒を持つ家庭の皆さんに周知しているのかというのが2つ目の質問です。

3つ目の質問なんですけれど、貸付額の部分に対しては現状のままになっていると思うんですけれども、返済の部分は、たしか卒業後1年たってからの返済で、12年間の期間で返済するというふうにはなっていたと思うんですけれども、これは短大生とか、専門学校生に対しても、このままの同じような状態になっていくのかというのが、その3点お聞きしたいと思えます。

議 長（川村重光君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

ご質問にお答えしたいと思います。

まず、近年減少している状況ですが、他の奨学金制度のほうが、今、無利子とか、返済ないというところが拡大しているところもありまして、もしかしたらそれが要因かなと思っております。具体的なアンケート等は取っておりませんが、例年五、六人は申し込むんですが、最近は一、二名程度というのが現状で、多分、他の制度のほうで借りているのかなと思っております。

2つ目の周知なんですけれども、現在は広報のみだけです。足りないのかなとは思っておりますので、改善してまいりたいと思っております。

3番目の返済の額ですが、同じような形で返済をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

議 長（川村重光君）

3番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

ほかのほうの奨学金制度のほうが充実した部分があるというわけなんですけれども、うちのほうの六戸町の奨学金制度というのは、入学一時金ですか、希望すると、まずそういう50万円ほど頂けるというのは、これはまたちょっと魅力的な部分だという話を保護者の方々からも聞いたことがあります。

そういう点をアピールするというのも、1つのこれから利用していただく部分ではいいんじゃないかなとは思いますが、周知の部分ですけれども、広報だけということで、私ちょっと調べてみたんですけれども、たしか毎年1回、2月号で奨学金制度のやつを広報で載せているなというふうには確認していますが、結局、専門学校などにこれから対象者が増えていくと、専門学校なんかだと結構早い時期に可否の判定が出る、下手すればもう大学ですと、今、受験だと来年に行きますけれど、もうこの時期に、専門学校だと早い時期に来年度卒業生の合格発表とか出ている部分がありますので、そうするともう合格発表をもらった時点で、結構次の段階へ、入学に向けてのいろいろな準備とかなされる方は多いと思っておりますので、もう

少し早い時期に、こういうものがありますよというのを広報なんかでお知らせするというのも一つの手なんじゃないかなと思いますので、もう少し回数を増やすとか、時期をもう少し考えとかという感じでこれからやっていただければなと思います。

3番目のほうはそのままということで、これは分かりました。

以上です。

議 長（川村重光君）

答弁を求めますか。

3 番（種市正孝君）

周知の部分だけ、もう少しお願いします。

議 長（川村重光君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

周知の部分は、2月の広報1回のみというところで、あと専門学校等の合否は早い段階に決まるというのも理解しておりますので、選考委員会の開催時期を検討して早めにやるとか、ただ4年大学はまだ3月の合否なので、その辺の部分のバランスを考えて開催したいと考えます。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 議案第48号 六戸町電源立地地域対策交付金事業基金条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (小林 章君)

議案書の3ページからになります。

議案第48号 六戸町電源立地地域対策交付金事業基金条例案についてご説明申し上げます。

本案は、電源立地地域対策交付金について、基金に積み立てる場合には、これまでは既存の基金を活用しておりましたが、より適切な管理運用を行うため、条例を制定するものであります。

4ページをご覧願います。

第1条は、設置の目的について、第2条は、基金の積立てについて、第3条は、管理につ

いて、第4条は、運用益金の処理について定めております。

5ページになります。

第5条は、繰替運用について、第6条は、基金を活用して実施する事業について、第7条は、委任について定め、附則は施行日を公布の日からとしております。

以上で議案第48号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

確認です。過去に5年以内に予算執行しなければ、超えた分は返済しなければならないという規定ありますけれども、現状はどうなっているか。

それから第6条の第1項、公共用施設に係る整備、維持補修または維持運営等措置としていますけれども、インフラ整備等に使えないものか、その辺を確認です。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

5年以内ということですが、今現在、基金に積み立てているものは、今現在ございません。目的を持って積み立てているものがございませんので、これから出てくるかと思えます。

2つ目のインフラ整備に使えないかということですが、これについては、電源交付金ですが、町道整備、町道の維持管理などにも充当しております。

以上です。

議 長（川村重光君）

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

いつまでも積み立てていてもいいのか、そこを確認です。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

積立てについては、当然5年以内、3年なり5年をめぐりして用途を明確にして積み立てるということですので、今後来る交付金について、もしかすればそういう事業をきちんと計画して積み立てることになることも十分考えられます。

議 長（川村重光君）

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

じゃ、やっぱり5年以内という縛りが今も生きているということですね、確認です。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

その5年というものについては、ちょっと今、私、確認が取れないので、ちょっと後で調べてみたいと思います。

以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか、それで。

8 番（下田敏美君）

はい。

議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 六戸町電源立地地域対策交付金事業基金条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第49号 六戸町核燃料物質等取扱税交付金事業基金条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の6ページからになります。

議案第49号 六戸町核燃料物質等取扱税交付金事業基金条例案についてご説明申し上げます。

本案は、青森県から交付される核燃料物質等取扱税交付金について、基金に積み立てる場合には、これまでは既存の基金を活用しておりましたが、より適切な管理運用を行うため、条例を制定するものであります。

7ページをご覧ください。

第1条は、設置の目的について、第2条は、基金の積立てについて、第3条は、管理について、第4条は、運用益金の処理について定めております。

8ページになります。

第5条は、繰替運用について、第6条は、基金を活用して実施する事業について、第7条は、委任について定めておまして、附則は、施行日を公布の日からとしております。

以上で議案第49号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 六戸町核燃料物質等取扱税交付金事業基金条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第50号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

議案第50号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書9ページからになります。併せて、別冊説明補足資料2ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものであります。

10ページをご覧ください。

今回の改正は、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度の掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に変更されたことに伴い、40万4,000円から40万8,000円に改正するものであります。

なお、被保険者が出産した際の出産一時金等の支給総額は、現行の42万円を維持し、変更はございません。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案50号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第51号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第51号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書11ページから12ページになります。併せて、補足資料2ページの新旧対照表もご参照願います。

本条例案は、所得税法の一部改正に伴い、町営住宅の入居者の選考において、優先的に入居させることができる者について、規定の整備をするため改正するものであります。

12ページをお開き願います。

第9条第5項中の寡婦を、ひとり親に改めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日から施行するものであります。

以上で議案第51号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第52号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第52号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書13ページから18ページになります。併せて、補足資料3ページからの新旧対照表もご参照願います。

本条例案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、準用している道路占用料の額を改定するため改正するものであります。

14ページをお開き願います。

第2条に規定する別表を改めるものであり、15ページ以降の別表のとおり占用物件ごとの道路占用料の額を改定するものであります。

18ページをお開き願います。

附則の第1項は、施行期日を令和4年4月1日とし、第2項は、経過措置について定めるものであります。

以上で議案第52号の説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時22分)

再開 (午前10時24分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

先ほどの下田議員の質問について、回答したい旨の申出がありましたので発言を許します。
企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

先ほどの議案第48号でご質問にありました5年以内ですけれども、今は基金を積んだ場合、10年以内に事業をすると、ただ5年で計画の見直し、精査が必要ということであります。
以上です。

議長（川村重光君）

よろしいですか。

次に、日程第8 議案第53号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の19ページからになります。

議案第53号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億826万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ57億8,764万4,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書をご準備願います。

まず最初に、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

上段の11款地方交付税は、普通交付税分を2,954万7,000円増額補正いたしました。

中段の15款国庫支出金から、次の4ページ、16款県支出金につきましては、歳出における各種事業との関連において、それぞれ所要額を補正計上しております。

5ページをご覧ください。

2段目の17款財産収入、2項財産売却収入は、3目有価証券売却収入に債権売却益として2,193万2,000円を補正計上、18款寄附金、1項寄附金は、1目一般寄附金にふるさと納税

の増収見込みにより240万円を増額計上いたしました。

6ページをご覧ください。

21款諸収入、5項雑入は、2目雑入の過年度収入に十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う余剰金の精算配分金2,013万1,000円と、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金1,042万5,000円を補正計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳出につきましては、各款項にわたり、人件費、物件費、補助費、扶助費等各費目の確定や見込額の精査により、また光熱水費においては燃料単価の高騰に伴い、見込額を精査の上、補正計上しております。人件費につきましては、青森県人事委員会勧告による減額補正であります。

それでは、主な歳出の補正内容についてご説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費、10節需用費の燃料費を114万6,000円増額補正、3目財産管理費は、7節報償費のふるさと納税寄附謝礼を91万8,000円増額補正、5目財産管理費は、基金積立てとして減債基金2,125万8,000円、ふるさと基金のふるさと納税分240万円、地域産業振興基金2,013万1,000円をそれぞれ補正計上。

7目企画費は、18節負担金補助交付金の補助金で、次の8ページになりますが、定住促進新築住宅建設補助事業を申請見込件数の増加により1,736万円増額補正、9目町民バス運行費は、10節需用費の燃料費を278万2,000円増額補正、11目新型コロナウイルス感染症対策事業費は、18節負担金補助及び交付金の補助金に新型コロナウイルス感染症対応経済支援対策飲食店等減収支援臨時交付金として1,200万円を追加計上し、項の計では7,797万1,000円の増額補正となります。

9ページ下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の12節委託料に児童手当特例給付一部廃止対応業務ほかで135万3,000円を追加計上するとともに、次の10ページ、2目老人福祉費は敬老会の中止に伴い、関連経費140万2,000円を減額補正、3目障害者福祉費は、19節扶助費の障害児通所給付費を対象者の増に伴い664万4,000円増額補正し、項の計では622万7,000円の増額補正となります。

11ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費の12節委託料に新型コロナワクチンの3回目

接種に伴うワクチン接種業務や、接種予約業務などで866万6,000円を増額計上いたしました。

12ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金の補助金に主食用水稲減収緊急対策事業2,380万円を追加計上するとともに、農業次世代人材投資事業を300万円減額補正、4目畜産業費は、18節負担金補助及び交付金の補助金において、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った黒毛和種繁殖雌子牛導入支援事業700万円を減額し、項の計では1,439万4,000円を増額補正となります。

2目林業費、1目林業振興費は、桜の苗木200本を寄贈されたことにより、植樹までの保管経費として、12節委託料に宝くじ桜若木保管管理業務ほか49万5,000円を追加計上いたしました。

13ページになります。

7款商工費、1項商工費は、4目地域活性化イベント支援事業費において、メイプルタウンフェスタの中止に伴い、18節負担金補助及び交付金の補助金で、メイプルタウンフェスタ事業を790万円減額補正いたしました。

14ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費、13節使用料及び賃借料で、除雪車両賃貸借料730万4,000円を減額補正するとともに、3目道路新設改良費と4目交通安全施設費は、事業費の確定により、12節委託料と14節工事請負費をそれぞれ減額し、項の計では1,161万4,000円の減額補正となります。

15ページ、3段目になります。

9款消防費、1項消防費は、4目災害対策費の10節需用費に、防災行政無線の修繕のため、修繕料に58万4,000円を増額計上いたしました。

16ページになります。

10款教育費、1項教育総務費は、3目教育指導費において、17節備品購入費に来年度の児童生徒及び学級数の増加に対応するため、ICT端末購入費など175万5,000円を増額計上いたしました。

下段の2項小学校費は、1目学校管理費の12節委託料に、旧柳町小学校の老朽化に伴い解体工事設計業務を計上するとともに、来年度の大曲小学校児童及び学級数の増加に対応するため、17節備品購入費に小学校一般備品233万5,000円を増額計上し、項の計では727万円の

増額補正となります。

17ページになります。

3項中学校費は、1目学校管理費の17節備品購入費に来年度の七百中学校生徒数の増加に対応するため、中学校一般備品123万1,000円を増額計上いたしました。

下段の4項社会教育費は、2目公民館費において、新型コロナウイルス感染症の影響による文化ホール自主事業等の公演中止に伴い、12節委託料を107万円減額補正いたしました。

以上で議案第53号の説明といたします。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

2番、松橋一男君。

2番（松橋一男君）

補正予算に関する説明書の6款1項農業費、3目農業振興費、これの主食用水稲減収緊急対策事業ですが、先日の説明では7割ぐらいの方がナラシ、または収入保険に加入していると、3割の方は対象になっていないんですけど、私からすると、その3割というのは結構大きな割合だと思います。それを3割削っていいと判断した何かその根拠、例えば統計学的な根拠とか、行政上前例があったとか、そういうのがあったら教えていただきたいと思えます。

議長 長（川村重光君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいま松橋議員の質問にお答え申し上げます。

あくまでもナラシ対策及び収入保険制度に関しては任意保険になりますので、入る、入らないは自主的になります。また、収入保険のほうに入る際には、一応、今年度から事務手数料の分を町でも補助しますということで、当初予算でも上げておりますので、あくまでも保険の加入については自主という形を持っております。

以上です。

議 長（川村重光君）

2 番、松橋一男君。

2 番（松橋一男君）

保険の加入は自主で、ただその3割を削ろうとした理由をお聞きしたかったですけれども、それはまたいいんですけれども、保険ですから、例えはあまりよくないかもしれないんですけども、例えば飛行機とか墜落事故あったよと、航空会社から相当なお金が支払われると思います。そのときには、その亡くなった方が生命保険に入っているから、例えば1億円やるところを2,000万円の生保に入っているから削って8,000万円とか、そういうふうにはならないと思うんですよね。だからちょっと違和感を感じるんですけれども、あとこれは1俵340円ぐらいだったと思うんですけれども、それには白米とかも含まれるんですか。当然、白米で出している人もいます。

議 長（川村重光君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

今回は、あくまでも主食用米ということになっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

2 番、松橋一男君。

2 番（松橋一男君）

私が聞いたのは、保険金を引くという、そういうのがちょっと違和感を感じるんですけども、どう思うかということと、白米は当然主食米です。だから、それはどう扱うのか、白米も含むのであれば、白米は玄米からやると少し目減りしますよね、そのときはどのように扱うかということをお聞きしたいなど。

3回までですよ、質問。

議長 長（川村重光君）

ちょっと待ってください。

意味を分かっているんですか。質問の内容を分かるか。

いいですか、農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

あくまでも主食用米の出荷した数量により、その1俵につき補助しているものであります。

よろしいでしょうか。

議長 長（川村重光君）

暫時休憩します。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時43分）

議長 長（川村重光君）

休憩を閉じて会議を開きます。

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの質問についてお答えします。

まず、7割についてはおおむね加入しているということを踏まえて、まず減収補填という形を取らせていただきました。

2点目について、あくまでも玄米での計画で出しておりますので、玄米での数量といたしております。

以上です。

議 長（川村重光君）

松橋一男君。

2 番（松橋一男君）

ありがとうございます。

玄米での出荷だけだと、それと7割は大多数と見たということで、もう一つ私は、あまりいい例じゃないかもしれないけれども、例えば飛行機事故のあれで、普通保険というのは補償があれば、その保険に入っている額とか関係なく補償は一律にいくもんだと思うんだけど、そこで私、違和感を感じると、それはどうお考えですかという質問もあったと思うんです。そこでもう質問は終わりたいと思います。解答いただけるならお願いします。

議 長（川村重光君）

違和感の問題ですか。

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

保険と減収補填はちょっと違うと思われるので、あくまでおおむね7割ということでお願いしたいと思っておりました。

以上です。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 令和3年度六戸町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時46分)

議 長(川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第54号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

議案第54号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書23ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ247万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,420万4,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の23ページから30ページになります。

まず、歳入についてご説明いたします。

25ページをご覧ください。

7款繰入金については、1項他会計繰入金の一般会計繰入金に45万8,000円を減額計上し、2項基金繰入金の国民健康保険事業基金繰入金に201万2,000円を減額計上しました。

次に、歳出についてご説明いたします。

27ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、県人事委員会勧告による補正及び給与費の精査により、目の計で124万円を減額計上し、2款保険給付費、4項出産育児諸費に見込額の精査により、1目出産育児一時金と、2目審査支払手数料、合わせて84万1,000円を増額計上いたしました。

3款国民健康保険事業費納付金については、国保事業費納付金の本算定結果を受けて、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療費給付費分の負担金補助及び交付金に1,062万7,000円を減額計上し、次のページ、28ページになります。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金補助及び交付金に145万円を、また3項介護納付金分、1目介護納付金分の負担金補助及び交付金に547万6,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金については、1目被保険者保険税還付金及び3目償還金の償還金利子及び割引料に、実績及び見込額の精査により、目の計で163万円を増額計上いたしました。

以上で議案第54号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第55号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第55号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

議案書25ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入予算を調整するものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の33ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金に、社会資本整備総合交付金の交付額確定により3,820万円を増額計上いたしました。

5款繰入金、1項他会計繰入金では、1目一般会計繰入金に流域下水道事業債の減額相当額470万円を増額計上いたしました。

8款町債、1項町債は、流域下水道建設負担金の一部が起債対象外となることから、流域下水道事業債を470万円減額計上したほか、公共下水道国庫補助金の増額により下水道事業債を3,820万円減額計上いたしました。

34ページをお開き願います。

歳出は、特定財源の変更でございます。

以上で議案第55号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第56号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(舘 泰之君)

議案第56号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書28ページから29ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,476万6,000円とするものでございます。

それでは、内容について補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書35ページから47ページになります。

主な内容としましては、介護給付費の年度内見込額の変更によるものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

37ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費等の減額及び事務費の増額に伴い107万2,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

39ページをお開き願います。

上段の1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に人件費の減及び消耗品費の増により、項の計で135万1,000円を減額計上、中段の3項介護認定審査会費では、1目認定調査費等に申請件数増により27万9,000円を増額計上いたしました。

下段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、1目居宅介護サービス給付費のほか、40ページにまいりまして、項の計で279万6,000円を減額計上、2項介護予防サービス等諸費では、1目介護予防サービス給付費のほか、項の計で387万1,000円を増額計上いたしました。

これらについては、各サービス給付費において年度内のサービス利用見込額を見直したことになるものになります。

41ページをお開き願います。

中段の5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、1目介護予防・生活支援サービス事業費のほか、年度内のサービス利用見込額を見直したことにより、項の計で19万4,000円を増額計上、下段、2項一般介護予防事業費では、1目介護予防事業費に新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の減少に伴い、42ページにまいりまして、項の計で144万8,000円を減額計上、下段、3項包括的支援事業・任意事業費では、1目総合相談事業費のほか、介護用品券対象者の増及び研修費等の減少によりまして、項の計で5万3,000円を減額計上、43ページ、5項介護予防支援事業費では、1目介護予防支援事業費に居宅介護支援事業所に委託するケアプランの増加により、項の計で21万2,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第56号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第57号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (吉田英輔君)

議案第57号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

議案書30ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ64万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,330万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

51ページをお開き願います。

1 款診療収入、1 項診療収入、1 目外来収入の3,691万8,000円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えに加え、ワクチン接種のため午後の診療を休止した影響等を見込み、計上したものでございます。

2 目諸検診等収入の1,256万7,000円の増額でございますが、新型コロナワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を計上したものでございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目補助金の2,500万円の増額でございますが、ワクチン接種促進のため、週当たり100回、もしくは150回の接種を4週以上行った医療機関に対し交付される新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

53ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、3 節職員手当等の128万5,000円の減額でございますが、青森県人事委員会勧告による期末手当の減額、看護師の退職に伴う勤勉手当の減額、扶養替えに伴う寒冷地手当と児童手当の増額、休日におけるワクチン接種の実施回数増加に伴う管理職に対する特殊勤務手当の増額、看護師の退職による平均単価増加に伴う夜間勤務手当の増額を計上したものでございます。

10 節需用費の152万9,000円の増額でございますが、重油価格の改定に伴う燃料費の増額、検査伝票用紙の不足に伴う印刷製本費の増額、コロナワクチン保管用超低温冷凍庫の設置や、感染症対策のための換気扇等の設置に伴う電気使用量の増加を見込んだ光熱水費の増額を計上したものでございます。

12 節委託料の26万2,000円の増額でございますが、コロナワクチン接種に伴い使用済み注射器などの医療系廃棄物が増加したため計上したものでございます。

17 節備品購入費の9万4,000円の増額でございますが、インフルエンザ検査飛沫飛散防止対策のための検査用シールドの購入と、経年劣化によるインクジェットプリンター買換えのための経費を計上したものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、11 節役務費の4,000円の増額でございますが、睡眠時無呼吸症候群の治療に用いる機器が、オンラインでの監視データ取得に対応したことに伴い、オンライン証明書発行手数料を計上したものでございます。

17 節備品購入費の3万3,000円の増額でございますが、薬を1回の服用量ごとに分ける自動分包機用のカセットを購入するため計上したものでございます。

次のページをお開き願います。

3款公債費につきましては、元金及び利子の確定に伴い計上したものでございます。
以上で議案第57号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第7回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時05分）